

高等  
小學  
修身教本

卷四

4  
92

K/20/  
125a  
4

育英舍編輯所編纂



高等小學  
修身教本  
卷四

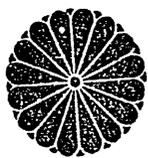


第十十六課 第十五課 第十四課 第十三課 第十二課 第十一課 第十課 第九課 第八課 第七課 第六課 第五課 第四課 第三課 第二課 第一課

十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

第三十一課 第三十課 第二十九課 第二十八課 第二十七課 第二十六課 第二十五課 第二十四課 第二十三課 第二十二課 第二十一課 第二十課 第十九課 第十八課 第十七課

三十二 三十一 三十 二十九 二十七 二十六 二十五 二十四 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七



# 勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克  
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實  
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及  
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器  
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲  
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉  
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ  
ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫  
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬  
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ  
拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

# 御名 御璽

高等

修身教本卷四

第一課

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ム

ルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深

厚ナリ

太古の時、天照大御神は、豊葦原の瑞穂の國は、吾が子孫の王たるべき地なりと宣ひて、皇孫瓊々杵尊を此の國に降したまひき。その後神武天皇に至り、天皇海内を平げ、御

高等

修身教本

卷四

第一課

位につかせたまひて、國のもとを定めたまひぬ。

それより御歴代の天皇、皆聖明・慈仁におはしまし、かば、國のもとをなますく、かた、代々の御恵みはいよくあつく、神武天皇より今日に至るまで、已に二千五百餘年の久しきにわたり、一系の皇統連綿として絶ゆることなく、國威外に輝き、臣民内に榮えて今日の盛大を致せり。

これを以て、我が皇祖・皇宗の國を肇めたまひし御計の、大いに且つ遠くして、民をいつくしみたまひし御恵みの、深く且つ厚きをうかがひ奉るべきなり。

第二課

我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆  
心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セ  
ルハ

我が代々の天皇は、臣民を子の如くいつく

高等

修身教本

卷四

二

請

しみたまひしかば、臣民もまた、皇室に對しては、真心をつくして之に仕へまつりき。されば忠義の爲めにその一身を捧げて、ほまれを後の世にとどめし美談はいと多かり。我が臣民は、かく皇室に仕へまつりて、忠義の臣たりしのみならず、また孝道を重んじ、父母にはいふまでもなく、遠く其の祖先に對しても、よく其の礼をつくして事へたり。これ「克ク忠ニ克ク孝ニ」と宣はれしゆゑなり。

なり。

此の如くなれば、昔より今に至るまで、我が臣民の數は幾干なることを知るべからずと雖も、忠孝の道を守るに於ては、恰も一心同體の如し。此の美風、子孫相傳へて、百世かはることなく、以て我が國の美風を成就せり。これ「億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セル」と宣はれし所以なり。

第三課

我が國は萬世一系の天皇の治しめしたまふところにして、皇室は我れ等臣民の宗家にいませり。故に我れ等は臣民にして、また末族たり。されば我れ等が皇室に忠なるは、これ君に仕ふる所以にして、また宗家に事ふる所以なり。

また我が國は、國の初めより、君臣の關係つねにかはることなく、我れ等の父祖は、皆此の皇室に仕ふるを以て、其の心とせり。故に我れ等が皇室に忠なるは、臣たる道を行ふものにして、また父祖の志をつぐものなり。此の如くなれば、我が國にては、臣民として爲すべきことと、子孫として爲すべきこととは、二にして、實は一なり。これを忠孝一致といふ。

第四課

此レ我力國體ノ精華ニシテ教育

ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

上文に記せる如く、上は皇祖・皇宗の御聖徳と、下は臣民の忠孝とによりて、我が國の美風をつくりなしたるは、これ我が國柄の萬國に秀でたるところなり。

此の美風は、我が國柄の精神とも光彩とも稱すべきところ、すなはち國體の精華なり。我が國の貴きは、此の美風あればなり。されば我が國に生れたらんものには、まづ忠孝

の道を教へざるべからず、我が國に生れて忠孝の道をしらざるものは、我が國民にして我が國民にあらず、故に教育のみなもとも亦實にこゝに存するなり。

第五課

爾臣民父母ニ孝ニ

我れ等の生は、これを父母にうけたるものなれば、身體・髮膚も皆其の賜物なり。我れ等を養ひ育てられたるは父母なり。我

れ等幼き時は、父母の養育によるにあらざれば、衣食も得ること能はず、寒暑もしのぐこと能はず、我れ等もし不幸にして、病にかかるとあるときは、父母は夜の目もあはさず看護に心をくだきたまふ。この外よろづに、父母が子のために心を勞せらるゝはいかばかりぞや。されば古人も、たらちねの心のやみを知るものは、子を思ふときの涙なりけりと歌ひけり。

父母は我れ等を生み、我れ等を養ひ育てたまふのみならず、少しく長ずれば、學校に入られ、學資を給し、己れの勞苦を忘れてひたすら、我が子の成業を樂しみたまふ。されば父母の恩は、山よりも高く、海よりも深し。子たるもの、此の恩に報いずして可ならんや。

第六課

孝養とは、子たるもの心をつくして父母の

心身を安んずるをいふ。父母の衣服をゆたかにし、居室を美しくし、もし病あるときは、親切に看護する等は、固より孝の一なり。されど孝養の本旨は、主として父母の心を安んじ慰むるにあり。されば父母に接するには、顔色を和げて萬事に從順なるを旨とし、かりそめにも、父母の心をいたましむることなきよーにすべし。

父母は其の子を思ふ中にも、家を興し名を成さんことを希ふは、特に切なるものなれば、子たるもの、その心にそはんと欲せば、身を修め學を勵みて、世に有用の人とならざるべからず。

古語に、身體・髮膚これを父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始めなり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げて以て父母を顯すは、孝の終りなり」といへり。まことに至言と謂ふべし。

第七課

父母ありて我が身あり。祖先ありて父母あり。父母なければ我が身なく、祖先なければ父母なし。故に孝道は、唯、父母に事ふるを以て足れりとせず、祖父母、曾父母より次第にさかのぼりて、一家の祖先に對して、よく子孫たる礼を守り、敬意を盡すべきなり。人々昔を思ひ祖先をしたふこゝろ盛んなれば、其の家を思ひ、其の國を愛する情もまた盛んなり。我が國は、上は皇室をはじめ奉り、下は一般人民に至るまで、祖先を崇敬する風あり。まことに美風といふべし。

殊に我が國は、君民一家の國柄なれば、皇室の祖宗に對し奉りては、特に崇敬の念を篤くし、萬國に比類なき此の國風を維持せざるべからず。

第八課

兄弟二友二

兄弟・姉妹は同じ父母より出でたるものなれば、なほ同根一樹の分枝の如し。故に互に睦しくして、相扶けざるべからず。

兄弟・姉妹の間には、長幼の序あり。兄・姉は早く生れて年たけたれば、よく弟・妹を憐み、よろうに教へ導き、弟・妹は兄・姉を敬ひてこれに従ふべし。

また兄弟・姉妹の間には、長幼の外に強弱の差あるものなれば、強は弱を扶け、幼は長の敬して、一家の不和を來たさざるよー心がくべし。

兄弟・姉妹相離れて各、家を爲す後も、苦樂相分ち、緩急相助けて、永く友愛の道を續くべきは當然のことなり。然れども、みだりに相依頼して、互に其の務むべきを務めざるは、これ友愛の本旨にあらざるなり。

第九課

夫婦相和シ

夫婦むつまじく相愛し相親みて、一家の和合をはかり、家運の繁榮をすゝむるは、夫婦の道なり。夫婦相和して、永く一家の幸福を維持する所以は、愛と敬との二つにあり。されば夫は、常に婦の心を慰めいたはり、かりそめにも無理なる命令をくだすことあるべからず、また一度夫婦となりたる後は、たとひ心になはざることもありとも、輕々しく離別すべからず、貞操は夫婦共に守る

べき道にして、離婚は、男女一生の耻辱なりと心得べし。

また婦はよく夫を敬ひ、常に身を慎み、用を節し、夫をして家事の煩なからしめんことをつとめ、夫もし楽しまざる色あらば、心を盡して之を慰むべし。其の家の貧しきを訴へて、他人の富を羨み、或は一時の浮沈の爲めに心をうごかして、夫を疎略にする等のことあるべからず。

第十課

孝道をおしひろめて祖先に及ぼし、兄弟の友愛をおしひろめて、各分れて家を成すの後に及ぼし、且つ姻族もまた血族と異ならざること知らば、親族は相したしみ、互に助け合はざるべからず。

それ人生は、今日無事なりとも、明日如何なる禍にかゝることあるかも知るべからず、若し不幸にして、親子を失ひ、或は天災・地變

に遇ふことあるときは、たよるべきは親族あるのみ。されば親族の間は、平素互に親睦を本とし、吉凶ともに喜び、ともに憂ひ、もし親族の間に不幸のことあるときは、力の及ぶかぎり之を助くべし。

然れども、一にも二にも親族のよしみにたよりて、依頼心を起すは、己れの家の恥なり。さればとて、親族のまじはりをして、孤立するときは、他のあなどりを受くべし。故に

親族相互の間は、各、その獨立を全うすると共に、互に親愛を厚くして相交はるべし。

第十一課

朋友相信シ

我が國民は、恰も一大親族の如しと雖も、國民皆親族の交際をなすべきにあらず、親子兄弟、親族の外は、他人と見做し、或は業を共にし、或は目的を同らするものを撰びて、特別の交際をなす。之を朋友といふ。

己に朋友を得とも、心に誠なく、言に詐り多からんには、初めより朋友なきに如かざるべし。朋友の朋友たる所以は、一に信あるを以てなり。

我が國民は、夙に信義を重んずるの美風を存し、昔武士道の盛んなりし頃は、一般の人、其の交際に信義を重んじ、一旦約束したることは、死を以て守るの風ありき。然るに、輒近に至り、此の美風漸くすたれんとす

るものゝ如し。我が國民たるもの、深く省みるところなくして可ならんや。

第十二課

恭儉己ヲ持シ

恭とは身をへりくだり、心をひくゝして人をさきだて、己れを後にするをいふ。而して心を持つること此の如くなるを恭敬といひ、其の言語動作の上にあらはるゝを礼儀といふ。儉とは儉約のことなり。身を修む

ること恭なれば、其の平生の生活も、自ら儉約なるべきは、當然の理なり。

人もし放恣の心ありて、みだりに世に高ぶり、人を凌ぐ行あるときは、人に嫌はれ世に容れられず、つひには一身をも亡ぼすに至るべし。

自重の念は、人の品位を保つ所以なれば、卑屈は決して稱すべきことにあらずと雖も、己れの官位に高ぶり、己れの長を驕るを以

て自重となすは、大いなる誤なり。且つ人の輕蔑を受くるは、誰れしも好まざる所なれば、己れ人に對して恭敬ならざれば、他人もまた己れに對して恭敬ならざるべし。

第十三課

人は内に恭敬の心あるとともに、相當の禮儀を用ひて他人に接すべし。無禮不遜の舉動は、人の感情を害し、交際の圓滑を妨げ、不利を其の身に招き、悔を後にのこすこと多

し。古語に、人礼あれば安く、礼なければ危しといへり。

禮儀は、國により時によりて多少の異同ありと雖も、一國には、必ず習慣上定まりたる禮ありて、人々の坐作・進退は更なり、長幼・師弟の間、貴賤・貧富の間、自ら守るべきの法あり。また、吉・凶互に慶吊する際にも、種々の儀式をまうけたり。

我が國は昔君子國と稱し、上下禮儀を重ん

ずる美風ありき。然るに近時の青年の間には、故らに粗暴の言行をなし、秩序を無視して得々たるものあり。思はざるの甚だしきものなり。

第十四課

日常の生活は儉約を旨とし、家屋・衣服は實用に適し、飲食は身を養ふを以て度となすべし。己れの欲するまゝに衣・食・住を裕かにし、奢侈に耽りて、浪費を顧みざるときは、天下の財を盡すともなほ足らざるべし。凡そ人の名を敗り、禍を招くは、多くは奢侈の致すところなり。

人々節約して、多少の餘財を貯ふるにあらざれば、獨り一身の獨立を全うすること難きのみならず、父母の孝養も親族の交際も、其の意の如くなる能はず。大にしては、一國の富強にも影響すべし。

然れども儉約の弊は、吝嗇にあり。吝嗇とは、

財貨を貪りて、之を利用することを知らざるをいふ。家屋・衣服の如きも省略に過ぐれば、反って破損し易く、飲食もあまりに粗なれば、身體を養ふに足らず、要は身分に應じて奢侈・贅澤に流れざるにあり。

第十五課

我が國の文化は、三十四年の間に著しき進歩をなしたるとともに、衣・食・住其他萬般の事物また驚くべき變化を來たしぬ。さ

れば飲食・頭髮・服飾を始めとして、日用の器具、其の外汽車・汽船・書籍・新聞・雜誌等に至るまで、昔人の夢にも見ざる所のもの多し。爲めに之に要する費用の多端なるは、決して昔日の比にあらず、文明の事物を利用し、文明の便を假るは、固よりさることながら、勤めずして儉ならざれば、積歳の藏するところ、一日の需めに應ずること能はざるべし。財は猶ほ水のごとし、坐して瓶中の水を惜

しむは、勞して井の水を汲むに若かず。身を奉ずるは質素を旨とし、奢侈を戒むべきは固よりなりと雖も、我れ等が父祖に倍する幸福を受くることを得るは、文明の餘澤なれば、強ち舊風を固守すべきにもあらず、ただ之と共に、父祖に幾倍する勤勉を爲し、父祖に幾倍する餘財を子孫に遺すことをつとむべきなり。

第十六課

博愛衆ニ及ホシ

己れ一身の幸福を計りて、他人の利害を念はざるときは、たとひよく一身を處することを得とも、未だ稱するに足らざるなり。凡そ人は、多人數相集まり共同して社會をなすものなれば、ひろく相愛して、其の幸福を進むる心なかるべからず、かくひろく愛する心を博愛といふ。人に博愛の心あるは、即ち人の禽獸と異なるところなり。

我が國は武を尚び、仁を重んずる國柄なれば、猛き武士の心にもなさけ有るを稱し、國內に干戈絶えざりし際にも、残忍にして道にもとりたるものあらず、ただにそれのみならず、盜賊の輩にも、其の心底に仁惠の情ありしもの多し。

第十七課

博愛は人の美德なれども、親疎内外の別なく、平等に之を實行せんとすれば、反つて其

の秩序を失ひて、愛も亦博きこと能はざるに至らん。

人の相愛するは、親子夫婦より切なるはなし。この愛情の切なるものを捨てて、他人を愛せんとせば、必ず親愛の至情を害して、一家の不安を來たすに至るべし。故に親子夫婦より兄弟親族に及ぼし、親族より一郷一村に及ぼし、一郷一村より一國民に及ぼし、己れの國民より他の國民に及ぼすべし。

かく親疎内外の別をあきらかにし、厚きより次第に薄きに及ぼすを、衆に及ぼすといふなり。

此の如くにして、始めて博愛と愛國と並び行はるゝことを得べし。一國民は、互に團結を固うして、他國民に對するの覺悟なかるべからずと雖も、常に外人を敵視し、事毎に彼れをして不快を感じしめ、不利を蒙らしめんとする如きは、人の道に非ざるなり。

第十八課

學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ知能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ

人生れながらにして知るものなく、又習はずして能くすることなし。故に學を修め業を習ひ、以て智識を開き、技能に達し、徳行完全の人となるにあらざれば、世に立つこと難し。

維新以前にありては、學問・藝術は一部の子

弟に限られ、農・工・商一般の子弟は、之を修むるの必要なきもの、如く思ひしが、今日は何れの業務に従事するにも、一通りの學業を修むるにあらざれば、獨立の生計を立つること能はず。

今や教育の制大いに備はり、大中小の學校より各種の専門・技藝の學校に至るまで、一として備はらざるはなし。これ皆學を修め業を習はしむる所以なり。

第十九課

修學の目的は、ただ多くの書を読むに止まらず、其の得たる智能を用ひて、一定の業務をいとなむにあり。

業務の種類は、其の數多しと雖も、元來高下の別あることなし。されば人々、各己の才能と一家の事情とを計りて、其の取捨を決すべきのみ。學者・官吏となりて、國家に盡すも、農・工・商の實業に従事して、國家に盡す

も、國家に盡すは一なり。ただ誠實に勉強して、事に従ふと否とにあり。

學校の教育は、皆學を修め業を習はしむるものなりと雖も、業務の多くは、なほ之を實地に練習するにあらざれば、習熟し難し。

第二十課

學を修め業を習ふは、知能を啓發するが爲めのみならず、徳器を成就せんが爲めなり人はいかほど知能に長ずとも、徳高からざ

れば、世に重んぜられずして、常に人の下風に落ち、生涯大業をなすこと能はず、甚だしきは人を傷け、世を害する危険の具なることあり。

之に反して、いかほど徳行に篤からんと欲するも、知能なければ、己れの生計を立つる能はず、又世間の用をなさず、甚だしきは、正邪の判別を誤り、或は他人の欺くところとなりて自ら損し、併せて世を損するに至ら

ん。これ知能の啓發と徳器の成就と、並び行はざるべからざる所以なり。

第二十一課

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

學業を修習して、智徳を養ふとも、ただ之を身にをさむるを以て足れりとすべからず、さらに進んで、公衆の利益と業務の發達とを計り、廣く世を益せんことをつとむべし、さて公益・世務の何たるやを知らんと欲せ

ば先づ公共心の何たるやを知らざるべからず。公共心とは、學生としては、己れの學校、市・町・村民としては、己れの市・町・村、國民としては、己れの國をば、己れの一身・一家の如く看なし、其の利害を、己れの一身・一家の利害の如く感ずる心をいふ。

學校の器具を破損し、公園の樹木を折り、道路の妨害をなし、多人數集會の席に於て、我儘勝手の舉動をなし、己れの所有物を愛す

るも、共有の所有物は之を大切にすること  
を知らず、一人の私利を計るに汲々として、  
衆人の損害を顧みざる如きは、公共心ある  
者の決して爲すまじき事なり。

第二十二課

公益を廣め世務を開くの法は、一にして足  
らず。道路を修め、水利を興し、運輸・製造・漁獵  
耕作の改良を企て、學校・病院を建て、慈善の  
行を爲し、資金を募りて有益の事業をはじ

め、其の他言論著作によりて、世道人心を益  
し、學術の研究に基づきて、新發明をなし、ま  
た各種の職務を奉じて、忠實に一村一國の  
爲めに盡すが如き皆これなり。

有爲の才を抱き、有用の學を修めながら、退  
きて世俗に遠ざかり、或は家裕かなる人、爲  
す事もなく徒に日月を送るは、一身の安逸  
を計りて一般の利益を思はざる所爲なり。  
今や世界の列國並び立ちて、たがひに強を

競ふ時にあたり、吾れ等の同心協力、昔日に倍するを要す。愛國の民たるもの思はざるべけんや。

第二十三課

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

國には憲法及び種々の法律あり。之を重んじ之にしたがふは、國民の義務なり。人々法律を尊重するの念なければ、知らず識らずの間に、國法の命ずる所に背くことあり。

心如何に正しくとも、國法に背きたる行為は、稱するに足らざるのみならず、國家の罪人たるを免れざるなり。

憲法とは、其の國の政體を明かにしたる大法なり。我が國の憲法は、今上天皇陛下が、明治二十二年二月十一日を以て下したまひたる萬代不易の國法たり。西洋諸國の憲法は、人民が帝王の政權を抑へんとて、上下争ひの後に、出でたるもの多し。然るに

我が國の憲法は、陛下が祖宗の遺訓にもとづき、宇内の形勢に察して、國運の隆盛を計り、臣民の幸福を増進せんと欲したまふ聖恩に出でたる賜物なり。これ我が憲法の特に尊き所以なり。

第二十四課

我れ等が生命・財産の安全を保つ所以は、一として法律の力によらざるはなし。人若し法律を輕んじて、互に私の怨みを報い、私

の怨を逞しうせば、紛争絶ゆることなし。強は弱を壓し、智は愚を凌ぎ、正義地を掃うて、人々一日も安全に生活すること能はざるべし。

されば一般人民と雖も、直接關係ある法律は、其の大要を辨へ置かざるべからず。而して法律を遵奉するは、ただに其の制裁を恐るゝ爲めのみならず、またよく其の精神を守り、國民の義務として、之に遵はざるべか

らざるなり。

第二十五課

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

國憲を重んじ、國法に遵ふは、臣民が平生國家に對して守るべきの義務なれども、國家には、何時事變の起るも計られず、されば一朝かゝる危急の場合あるときは、國民たるものは、義の爲めに勇氣を奮ひ、一身を捨て、力を國の爲めに盡さざるべからず。

我が國は、中古以來、兵農其の職を分ちしが、維新後、國民皆兵の制を布かれてより、何人も一度は必ず兵役に就くの義務ありて、老幼・婦女を除くの外は、皆國家の軍籍に列なるものなり。

今上天皇陛下嘗て勅諭を軍人にくだしたまひて、その最も重んずべきこととして忠節を盡し、礼儀を正うし、武勇を尚び、信義を重んじ、及び儉素を旨とすべきことをさと

したまへり。これひとり軍人のみならず、また一般人民の宜しく謹んで服膺し奉るべき所なり。

第二十六課

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ  
以上「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」に至るまでは、國民の守るべき道德の教なり。然れども我が國民はこの外なほ寸時も忘るべからざることあり。何ぞや。我が國民は、天

地と共に窮りなき、尊嚴無比の皇室を戴けることこれなり。されば上に擧げたる諸徳を實行するは、一にこの皇室の御運命を扶翼し奉りて、天地の窮りなきが如く、萬世を經ていや榮えに榮え給はんことをつとむるを以て、目的とすべきなり。

我が國が風土・山川の秀麗を占有し、同胞一家の和親を樂しみ、上下三千年寸土・尺地も未だ曾て他國の侵すところとならず、國威

益、海外に輝きて、今日に至れるもの、皆皇統  
連綿たる我が皇室の威稜によらざるはな  
し。されば皇室の恩澤は、天地の始めよりし  
て、今日に至るものといふべし。苟も我が  
國民たるもの、ますく、皇運の隆盛を加ふ  
ることをつとめずして止むべけんや。

第二十七課

是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民  
タルノミナラス又以テ爾祖先ノ

遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

以上、勅語に宣ふところの諸徳を踐み行ふ  
は、これ即ち 陛下の御爲めを思ふ忠義・順  
良の臣民たる所以にして、且つ吾れ等の祖  
先が、吾れ等に遺せる美風をして、益、世にあ  
らはれしむる所以なり。忠良とは、君の御  
爲めに心身を盡すことをいふ。されば劍を  
佩び銃を荷ひ、彈雨・硝烟の間に立つは、これ  
一旦緩急あるとき、君の爲めに盡すものな

り。孝・友・和・信以下の諸徳を踐み行ひて、身を修め家を齊へ、或は學問・教育を以て風教を補ひ、或は殖産・興業に従事して、富國の基を爲すは、これ平時に於て、君の御爲めに盡すものなり。其の忠良の臣民たるに於ては、彼此の別あることなし。

蓋し國家に變あるは、極めて稀れなることなれば、人々一旦緩急の場合に處する覺悟を定め、平生は各、其の一定の職業を勤め勵

みて、平和の時に於ける忠良の臣民たらざるべからず。各國の勝敗は、戦時にのみ限るものと思ふべからず、平和の時に於ける學術・技藝・殖産・興業のこと、一として國の勝敗を定むるものならざるはなし。

第二十八課

忠孝の大道と友和信愛等の諸徳は、吾れ等の祖先が世々相傳へて、子孫に遺せる遺風にして、其の來たるや一朝一夕にあらず、父

祖の遺志を繼ぎて、一家の繁榮を計るは、子孫のつとめなるが如く、祖先の遺風を傳へて、益、之を外に顯はすは、國民のつとめなり。人に精神あるが如く、國民にもまた國民の精神あり。この精神の強弱は、即ち國民の強弱にして、その亡ぶるは、即ち國の亡ぶるなり。祖先の遺風を顯彰して、之が培養をつとむるは、即ちこの精神を強大ならしめ、國運の隆盛を計る所以なり。然れども風俗・習

慣の如き、時とともに推し移るべきものに至りては、ただ新古を以て、其の是非を判すべからず、徒に舊をしたひて、古來の弊風を保守するは、漫りに新を遂ひ奇を競ひて、舊物を破壊すると、其の弊たるは即ち一なり。

第二十九課

斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

是れ上文に記する所の修身の教は、皇祖皇宗の遺し給へる御教にして、皇祖皇宗の御子孫たる御方々を始め奉り、吾れ等臣民の末々に至るまで、皆ともに守るべき尊き道なるをいふなり。

君臣父子の大道は、我が國體の性質と人性の自然に基つきて、皇祖皇宗の定めたまひしところにして、類を他國に求むべくもあらず。

一國を一家に譬ふれば、祖宗の遺訓は、恰も一家の家訓なり。我が國は同宗一家の國柄なれば、皇祖皇宗の遺訓は、上下同じく遵奉すべきところの家訓なり。上下一心となりて、祖宗の遺訓に従ふ。これまた我が國の他國と異なる所なり。

第三十課

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

是れ時の古今を問はず、國の内外を論せず  
通ぜざるところなく、施すべからざるところ  
なきをいふなり。

古へより今に至るまで、時勢の移りかはり  
は、さまざまなれども、忠臣・孝子の世にもて  
はやさるゝは、古へも今も、かはることなし。  
これ忠孝の古今に通じて謬らざること  
證するものなり。その外、友・和・恭・儉等の諸  
徳もまたこれと同じ。

宇内各國國體同じからず。家族制を異にし、  
君臣・父子の情義薄き國民と雖も、我が忠孝  
の美風は、之を羨まざるにあらず、ただ彼れ  
自ら顧みて、其の及ばざるを憾むのみ。此  
の外、上に擧げたる道德の諸目に至りては、  
外國人も同じく尊重する所なるのみなら  
ず、中には反つて彼れの我れよりも長ずる  
もの少なからず、國憲を重んじ國法に遵ふ  
如き、公益を廣め世務を開くにつとむるが

如き、學術研究に熱心なるが如き、やともすれば、彼れ我れの右に出でんとす。文明の列に伍し、彼此相競ふ時にあたり、長を採りて短を補ふは、我が國民の急務ならずや。

第三十一課

朕爾臣民ト共ニ拳々服膺シテ咸  
其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

國に如何ほど善美の道德ありとも、若し之を實行することなければ、初めよりなきに

同じ。固より以て、其の美を稱するに足らざるなり。

陛下が民を視ること赤子の如く、御親ら吾れ等臣民を導き給ふ御聖徳のほどは、吾れ等の常に仰ぎ奉る所なるに、今又この勅語を降したまひ、終りに臨んで、御親ら吾れ等臣民にさきだち、吾れ等臣民とともに、斯の道を遵奉したまはんと宣はせたまふ。帝國の土に住み、二千五百餘年來の皇恩に浴し

て、今日ある四千餘萬の同胞臣民たるもの、抑、何を以てか聖旨に答へ奉らんとする。

高等修身教本卷四

高等修身教本

明治三十四年六月廿六日發行  
同年八月九日印刷  
同年八月十二日發行

定價金拾六錢



發行兼印刷者 東京市日本橋區本石町十軒店六番地  
育英舍 阪上半七

弊舎發行教科用圖書ハ用紙印刷製本トモ精々注意致居候得共多數之内萬一二モ一年間ノ使用ニ堪ヘザル如キ粗製ノモノ御座候ハ、現品御遣シ次第早速無代價ヲ以テ御引換可申候